指定居宅介護 重要事項説明書

当事業所は、ご契約者に対して障害福祉サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

当サービスの利用は、原則として障害区分認定の結果「区分1」以上の認定をされた 方が対象になります。障害区分認定をまだ受けていない方は、サービスの利用はできま せん。

1. 運営方針

事業所の訪問介護員等は、障害者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、社会参加等の生活全般にわたる援助を行います。

事業の実施に当たっては、関係機関、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業の目的

指定居宅介護は、障害者総合支援法に従い、ご契約者(利用者)が居宅において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごせるよう支援することを目的として、サービスを提供します。

3. 事業者の概要

法人名称	社会福祉法人 弟子屈町社会福祉協議会	
所 在 地	川上郡弟子屈町中央2丁目10番地25号	
別 往 堰	弟子屈町社会老人福祉センター内	
代 表 者	会 長 大 友 泰 雄	
電話	0 1 5 - 4 8 2 - 1 0 5 4	
F A X	0 1 5 - 4 8 2 - 1 2 3 6	

4. 事業所の概要

事業所名称	弟子屈町社協ヘルパーステーションましゅう	
指定番号	0 1 1 4 3 0 0 4 8 6	
所 在 地	川上郡弟子屈町中央2丁目10番地25号	
	弟子屈町社会老人福祉センター内	
管 理 者	佐 藤 康 弘 (社会福祉協議会事務局長)	
電話	0 1 5 - 4 8 2 - 1 0 5 4	
F A X	$0\ 1\ 5-4\ 8\ 2-1\ 2\ 3\ 6$	

5. 事業所の営業の概要

通常の事業の 実 施 地 域		弟子屈町の区域	
通常時	営業日	月曜日から金曜日 (但し、国民の祝日及び12月31日から1月5日までを除く)	
の営業	営業時間	午前8時45分から午後5時30分まで	
上記以外の営業		利用者の状況に応じて、サービスを提供いたします ※ご担当の相談支援等へご相談をお願いします。	

6. 職員体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護サービスを提供する職員として次の職種の職員を配置しております。

《主な職員の配置状況》※職員配置は、指定基準を遵守しています。

職種	常勤職員	非常勤職員	指定基準
1. 管理者	1		1
2. サービス提供責任者	1		1
3. 訪問介護員	3		2. 5
(1)介護福祉士	2 🔆		
(2) 実務者研修修	:了者		
(旧ヘルパー1	級)		
(3)初任者研修修	汀者 1		
(旧ヘルパー2	級)		

※内、1名はサービス提供責任者が兼務

7. サービスの主たる対象者について

指定居宅介護は、身体障害者、知的障害者、障害児(身体に障害のある児童・知的障害のある児童)、精神障害者、難病患者の障害種別において、主たる対象者に対しサービスを 提供します。

8. サービス提供の内容と料金及び利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容について

サ	ービス区分と種類	サービスの内容
居宅	介護計画等の作成	利用者の移行や心身の状況等のアセスメントを行い、援助
		の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた居宅介護計
		画等を作成し、必要に応じて見直しを行います。
ь.	食事介助	食事の介助を行います。
身体	排せつ介助	排せつの介助、オムツ交換を行います。
介護	入浴介助・清拭	衣服着脱、入浴の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを
咬		行ないます。

サービス区分と種類		サービスの内容
その他		褥瘡(床ずれ)防止等のために体位交換や洗顔、歯磨き等 の日常生活を営むために必要な身体介護を行います。
	調理	ご契約者の食事の用意を行います。(ご家族分の調理は行いません。)
家事	洗濯	ご契約者の衣類等の洗濯を行います。(ご家族分の洗濯は行いません。)
家事援助	掃除	ご契約者の居室の掃除を行います。(ご契約者の居室以外の 居室、庭等の敷地の掃除は行いません。)
	その他	ご契約者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。(預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。)
通院等介助		通院等又は官公署並びに相談支援事業所への移動(公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る。)のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。
フの世界に対けまして担談の中ラナルもします		

その他生活等に関する相談や助言をいたします。

(2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご契約者に対する居宅介護サービスの提供にあたって、次に該当する 行為は行いません。

- ①医療行為又は医療補助行為
- ②ご契約者若しくは家族からの金銭、高価な物品等の授受
- ③ご契約者の同居家族に対する居宅介護サービスの提供 また、ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除、草刈り、植物の水やり等
- ④ご契約者の日常生活の範囲を超えたサービス(大掃除、季節行事等の調理など)
- ⑤ご契約者の居宅での飲酒、喫煙等のモラルを超える行為
- ⑥身体拘束その他ご契約者の行動を制限する行為(ご契約者又は第三者等の生命や身体を保護するためやむ得ない場合を除く)
- ⑦ご契約者若しくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑧その他ご契約者若しくはその家族等に行う迷惑行為

(3) サービスの料金と利用者負担額について

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を弟子屈町から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いただきます。(定率負担または利用者負担額といいます。)

なお、定率負担又は利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありまん。「障害福祉サービス受給者証」をご確認ください。

■障害者の利用者負担割合

世帯の課税状況、利用者の収入状況に応じて月額上限額が決定されます。

所得区分		世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護		生活保護受給世帯	0円
		市町村民税非課税世帯であって、障害者本	
低所得1		人の収入が年収80万円(障害基礎年金2	0円
		級相当額)以下の方	
低所得2		低所得1以外の市町村民税非課税世帯の方	0円
	所得割		9,300円
一般	16 万円未満	 市町村民税課税世帯	9, 300
	所得割	111 = 1 行 1八元 1元 1元 1元 1元 1元 11	37,200円
	16 万円以上		37,200円

●利用料金の目安は、次表のとおりです。【料金例】

	サービスの種類時間等	利用料	自己負担額
	30 分未満	4,486 円	449 円
	30 分以上 1 時間未満	7,080 円	708 円
4.	1時間以上1時間30分未満	10,288 円	1,029 円
<i>身</i> 体	1時間30分以上2時間未満	11,725 円	1,173 円
身体介護	2時間以上2時間30分未満	13,214 円	1,321 円
μ χ	2時間30分以上3時間未満	14,669 円	1,467 円
	3 時間以上	16,141 円 30 分増す	1,614円に30分増す
	3 时间以上	ことに 1,455 円加算	ごとに 146 円加算
	30 分未満	4,470 円	447 円
(身	30 分以上 1 時間未満	7,045 円	705 円
体 介 通	1時間以上1時間30分未満	10,235 円	1,024 円
(身体介護を伴う場合)	1時間30分以上2時間未満	11,672 円	1,167 円
子子	2時間以上2時間30分未満	13,144 円	1,314 円
り助 場	2時間30分以上3時間未満	14,599 円	1,460 円
合	3 時間以上	16,053 円 30 分増す	1,605円に30分増す
	3.44间公工	ことに 1,455 円加算	ごとに 146 円加算
	30 分未満	1,841 円	184 円
	30 分以上 45 分未満	2,664 円	266 円
家	45 分以上 1 時間未満	3,435 円	344 円
家事援助	1時間以上1時間15分未満	4,171 円	417 円
援 助	1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満	4,802 円	480 円
	1 時間 30 分以上	5,416 円に 15 分増す ことに 614 円加算	542 円に 30 分増す ごとに 61 円加算

サービスの種類時間等		利用料	自己負担額
() 身	30 分未満	1,841 円	184 円
海外の護を伴わない場合	30 分以上 1 時間未満	3,435 円	344 円
を伴われ	1時間以上1時間30分未満	4,802 円	480 円
数 助 1 味問 20 八以 L		6,012 円に 30 分増す	601円に30分増す
	1 時間 30 分以上	ことに 1,210 円加算	ごとに 121 円加算

【利用料の計算】

- ① 1か月の合計利用料金に特定事業所加算Ⅱ(10%)を乗じて算定します。
- ② 1か月の合計利用料金に特別地域加算(15%)を乗じて算定します。
- ③ 1 か月の合計利用料金に上記①②の特定事業所加算Ⅱ、特別地域加算の加算額を加えた額に介護職員処遇改善加算Ⅱ(40.2%)を乗じて計算します。
- ●新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護 行った場合、または訪問介護員に同行した場合に加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
初回加算	2,000 円	200 円	1月あたり

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画等に 位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要し た時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画等の見直しを行います。
- ※ やむを得ない事情で、かつご契約者の同意のもと、訪問介護員2人で訪問した場合の費用は2人分となり、利用者負担額も2人分になります。

(4) 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、居宅介護サービスの利用を中止又は変更、 もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実 施日の前日までに事業者に申し出てください。

9. 利用料の請求及びお支払い方法

利用者負担額及びその他の費用については、1か月ごとに計算しご請求しますので、翌 月末日までに、次のいずれかの方法でお支払いください。

- (1) 弟子屈町社会福祉協議会の窓口へ持参しての現金払い
- (2) 当事業所口座へのお振込み

銀 行 名 釧路信用金庫 弟子屈支店

口座番号 普通預金 1071469

口座名義 社会福祉法人弟子屈町社会福祉協議会

ヘルパーステーションましゅう 会長 大友 泰雄

10. サービスの実施に関する事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給料・支給内容・利用者負担上限 額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速 やかに事業者にお知らせください。

(2) 居宅介護計画等の作成

確認した支給内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「居宅介護計画等」 を作成します。サービスの提供は「居宅介護計画等」に基づいて行います。

(3) 居宅介護計画等の変更等

「居宅介護計画等」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、訪問介護員の稼働状況により利用者が希望する時間にサービス提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するなど必要な調整をします。

11. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供に当たっては、複数の訪問介護員が交代してサービス提供します。

- (2) 訪問介護員の交代
- ①ご契約者からの交代の申し出

利用者からの交代を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情、その他交替の希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者からの特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交代

事業者の都合等により訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交代する場合は、契約者及びその家族等に対して、サービス利用上の 不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス提供のために必要な備品等の使用

居宅介護サービスの提供のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

12. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医へ連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、ご契約者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	氏 名	
主治医	連絡先	
緊急連絡先	氏 名	
※心 足 桁兀	連絡先	

13. 事故発生時の対応方法

- (1) サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者のご家族等、関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 前項の事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った措置について事業者が記録します。
- (3)(1)項の事故が』発生した場合には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

14. 損害賠償に関する事項

サービス提供時において、サービス提供者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。次項の守秘義務の違反した場合も同様とします。

但し、損害発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等をしん酌して、減額するのが相当と認められた場合には、 事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

15. 守秘義務に関する対策

事業者又は従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報及び秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの個人情報及び秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約等の内容としています。

16. 虐待防止等の人権擁護取組等

社会福祉法人弟子屈町社会福祉協議会虐待防止対応規程を遵守し、利用者に対する虐待防止を図り、利用者の人権を保護し健全な支援を提供いたします。

17. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は、以下の窓口で受け付けいたします。

弟子屈町社協へルパー所在地 川上郡弟子屈町中央2丁目10番25号ステーションましゅう電 話 482-2112又は482-1054(管理者; 佐藤康弘FAX 482-1236

弟子屈町役場 福祉課 地域福祉係	電話	川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号 482-2921 482-2696
北海道国民健康保健団体連合会	電話	札幌市中央区南 2 条西 14 丁目 国保会館 0 1 1 - 2 3 1 - 5 1 6 1 0 1 1 - 2 3 1 - 5 1 7 8

2) 苦情等の処理方法

苦情申出人(文書・口頭等)



弟子屈町社会福祉協議会

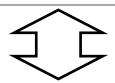
苦情受付担当者

- 1 利用者からの苦情受付
- 2 苦情内容、利用者等の意向等の確認と記録
- 3 苦情内容の苦情対応責任者への報告
- 4 苦情対応のための苦情申出人との話し合い
- 5 苦情改善状況の苦情対応責任者への報告



苦情対応責任者 (社協事務局長)

- 1 苦情申出内容の原因、対応方策の検討
- 2 苦情対応のための苦情申出人との話し合い
- 3 第三者委員への苦情内容及び対応結果の報告
- 4 苦情原因の改善状況についての苦情申出人及び第三者委員への報告



第三者委員

- 1 苦情対応責任者からの苦情内容の報告と聴取
- 2 前号についての苦情申出人への通知
- 3 利用者等からの苦情の直接受付
- 4 苦情申出人への助言
- 5 社協への助言
- 6 苦情申出人と苦情対応責任者との話し合いへの立会いと助言
- 18. サービス提供等に関する自己評価及び第三者評価等の実施状況
 - (1) サービス提供内容の自己評価の実施状況

自ら提供する指定障害福	1. あり	実施日		年	月	日
祉サービス(居宅介護)の 質の評価の実施状況		結果の開示	1.	あり	2. な	L
	2. なし					

(2) 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況

利用者アンケート調査等	1. あり	実施日		年	Ē	月	日
利用者の意見等を把握す		結果の開示					
る取組の状況	2. なし						
第三者による評価の実施 状況	1. あり	実施日		年	月		日
		評価機関の名称					
		結果の開示	1.	あり	2	. な	:し
	2. なし						

(EII)

指定障害福祉サービス(居宅介護)の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の証明を行いました。

≪事業者≫

所 在 地 川上郡弟子屈町中央2丁目10番25号 事業所名 弟子屈町社協へルパーステーションましゅう

説明者 職 名 サービス提供責任者 氏 名 ⑩

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定居宅介護等の提供及び利用について重要事項の説明を受けました。

氏 名

代理人 住 所

利用者 住 所

家 族 住 所

氏 名 🕮